

加西市住宅耐震化補助金代理受領制度に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加西市住宅耐震化補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の2の規定に基づき、当該補助事業者（申請者）が、当該補助金の交付の請求及び受領を耐震化事業に係る契約を締結した者（以下「耐震事業者」という。）に委任する場合に必要な手続等を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代理受領制度 補助事業者の意思に基づき、補助金等の交付決定額の全部を耐震事業者が加西市より受領することをいう。
- (2) その他この要領において使用する用語の定義は、要綱において使用する用語による。

(対象)

第3条 代理受領制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅耐震改修計画策定費補助
- (2) 住宅耐震改修工事費補助
- (3) 耐震改修計画・工事費パッケージ型補助
- (4) 簡易耐震改修工事費補助
- (5) 屋根軽量化工事費補助
- (6) シェルター型工事費補助
- (7) 建替工事費補助
- (8) 防災ベッド等設置助成事業
- (9) 除却工事費補助

(事前届出)

第4条 補助金の交付の請求及び受領において、代理受領制度を利用しようとする補助事業者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領事前届出書（様式第

1号。以下「事前届出書」という。)により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、完了実績報告書を提出する前までに届けばよいものとする。

(事前届出確認及び事前届出の取り下げ)

第5条 市長は、事前届出書の内容について適当と認める場合は、補助事業者に代理受領事前届出確認通知書(様式第2号。以下「届出確認通知書」という。)を送付するものとする。ただし、市長が不要と認めた場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、事前届出書を取り下げようとするときは、補助事業実績報告書を提出する前までに代理受領事前届出取下届(様式第3号)を提出しなければならない。

3 補助事業者が補助金交付申請を取り下げたときは、事前届出書が取り下げられたものとみなす。

(事前届出の内容変更等)

第6条 補助事業者は、変更交付申請等により事前届出書の内容に変更が生じる場合は、代理受領に係る変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する変更届があった場合において、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「届出確認通知書」とあるのは「代理受領事前届出変更確認通知書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第7条 代理受領制度を利用しようとする補助事業者は、補助事業実績報告書を提出する際に、代理受領に係る補助事業内訳説明書(様式第6号。以下「内訳説明書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、内訳説明書については、印鑑登録証明書と同一の印鑑で押印するとともに、印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金額確定通知書を受領した後、代理受領に係る委任状(様式第7号。以下「委任状」という。)を提出することにより、補助金の交付の請求及び受領を耐震事業者に委任することができる。

4 委任状により補助事業者の委任を受けた耐震事業者は、市長に補助金の交付を請求することができる。

5 耐震事業者は、補助金の交付の請求をする前までに、あらかじめ市長へ口座振替の登録を行うものとする。

6 市長は、耐震事業者からの請求書に基づき、当該請求に係る補助金を耐震事業者に交付するものとする。

(利用の取り消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合において、この要領に基づく手続きはなかつたものとみなす。

(1) 市長が補助事業の交付決定を取り消した場合

(2) 市長が補助事業の廃止及び中止を認めた場合

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

(1) 虚偽の届け出その他不正な行為があると判明した場合

(2) 法令、要綱又はこの要領に違反した場合

(3) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。